

論之地所去渡地預方也次運福寺同寺領是又雅為領
家今方以到儀去渡地預方乎此上者田所証相少向後
尋有異論且可行定條示者也似和与之狀如件
嘉永三年六月丁日 雜字 沙弥成觀 印

田儀法地預代重三宗 印

備陽史探訪の会主催

平成廿拾参年参月廿拾八日実施

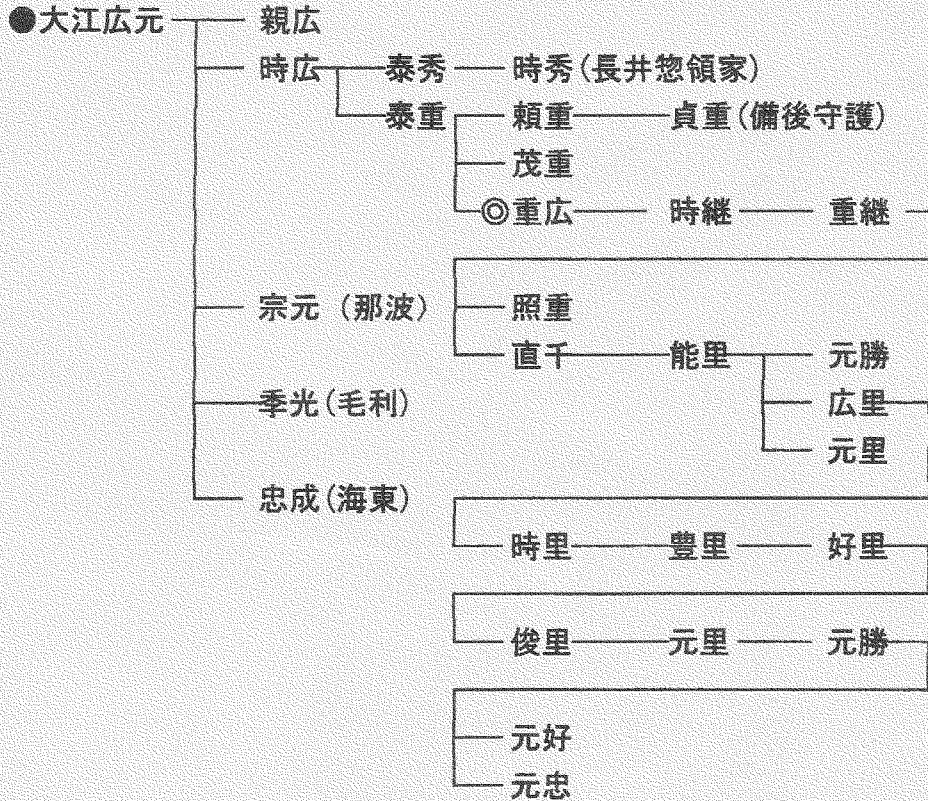
田総長井氏の興亡の跡

甲奴郡総領町の史跡めぐり資料

スケジュール

◎ 8時45分福山発→・10時上下→・10時30分総領文化会館→
 11時15分川平山城跡→・1時30分龍興寺→・2時15分領家八幡
 →・2時45分光明寺→◎5時福山着解散

田総長井氏系譜



※『尊卑分脈』龍興寺蔵「長井氏系図」を元に作成

田総長井氏の盛衰

田総庄と長井氏

甲奴郡総領町一帯は、中世『田総庄』と称せられた地域である。同庄の荘園領主については明らかでないが、鎌倉時代後期、この地には備後守護の長井氏の一族が地頭として入部し、以後戦国時代末期まで永く在地領主制を展開した。

長井氏は、鎌倉幕府草創の功臣大江広元の後裔にあたり、その次男時広が下野国長井庄（武蔵国長井庄とも言う）を名字の地として『長井氏』を称した。始祖広元が「文士」として幕府の枢機に参画した関係上、その嫡流にあたる長井惣領家も以後鎌倉幕府の滅亡に至るまで評定衆または奉行人として文吏系の武士として活躍した。しかし、惣領家以外の庶子家は時代を経るごとに武士としても頭角を現すようになり、中でも広元の四男季光は相模国毛利庄に本拠を構えて『毛利氏』を

称し、一時は北条・三浦氏と並んで武士として幕府に勢力を持った。なお、安芸の毛利氏はこの子孫にあたるが、その惣領家は越後に本拠を置いた北条毛利氏であったことを附記しておく。田総庄に土着した長井氏も当初より武士としての性格を持っており、この傾向は南北朝の内乱期を境として一層強く現れる。



川平山城跡遠望（総領の文化財より）

長和庄と長井氏

田総長井氏の後裔は、長州藩士として近世も存

続した関係で家伝の文書を持ち伝えた。これが『田総文書』で庄原の山内首藤氏伝来の『山内首藤家文書』とともに備後中世史研究の根本史料となっている。

この田総文書で最初に現れるのは文永十年八月十二日付の長井泰茂の請文(田総文書一号)である。この文書は福山市瀬戸町一帯に存在した荘園『長和庄』の『和与』に関して出された文書で、長和庄関連文書としては最も早いものの一つである。泰茂は備後守護泰重のことと考えられるが、以後この荘園は永く長井氏の領有するところとなり、田総長井氏もその東方地頭職を相伝し、戦国初頭に至っている(萩藩閩録八九)。

田総庄の下地中分

地頭は当初荘園内の一部に權益を持つただけであったが、在地に根を下ろすに従って勢力を拡大し、荘園領主と軋轢を起すようになる。その結果取られたのが『地頭請』と『下地中分』である。長井氏も田総庄に土着するとともに荘園領主と

在地の支配権をめぐる争いを起こし、幕府の法廷に持ち込まれて下地中分による『和与』となった。田総文書二号「備後国田総庄雜掌成親地頭代重宗連署和与状」はこの結果残されたもので、地頭と領家の支配地を東西(或いは南北)に機械的に分割した結果地頭の直営地である「地頭土居田畠」が領家分とされ、その修正として改めて土地の区分を仕直したものである。この下地中分の結果は現代に至るまで総領町内に「領家」の大字名を残し、今回訪ねる八幡社も「領家八幡」の名称となっている。こうした現存地名から推定すると領家方は町域の東部一帯にあたり、地頭方は後世「稻草村」と呼ばれた、田総氏の本拠川平山城跡のある西部一帯であったと推定される。

宮・杉原氏との抗争

長井氏が実際に田総庄に入部した確かな年代は不詳である。伝承によると、重広の孫照重(重継)は弘安三年(一二八〇)に意加美神社を再建している。弘安と言えば、有名な元寇の危機が叫



田総文書4号「長井聖重(重継)讓状」県史より

ばれた時期で、幕府は西国に所領を持つ御家人に西国所領への移住を奨励しており、照重もその一環として田総庄に本拠を移したのである。尤も照重は六〇年後の康永二年(一三四二)、稲草に龍興寺を建立したとあるから、照重の父時継の時代と考えた方が良いかも知れない。

田総長井氏は相伝の本領として田総庄のほか、備後国内に小童保(甲奴郡甲奴町)と長和庄東方(福山市瀬戸町一帯)の各地頭職を保有していたが、鎌倉幕府の滅亡による南北朝の内乱が始まると、これらの所領を巡って国内の有力武士との抗争に巻き込まれて行った。

まず、内乱期に足利尊氏より拝領した石成庄下村(福山市御幸町一帯)地頭職を巡る宮・杉原氏との抗争がある。この所領は「当御代最初の勲功の賞」として与えられたものであったが、杉原国遠との「対論の子細」があり、更には宮入道道仙によって押領されてしまった(田総文書七号)。宮氏がこの地に並々ならぬ関心を持っていたこ

とは他の史料からも知られ、以後田総長井氏の支配は安定せず、室町後期には全く宮氏の領有に帰したようである。宮氏はまた本領の田総庄・長和庄東方にも触手を伸ばしており、長井時里目安状案（田総文書一〇号）によると、重継の代に宮豊松が「内縁の契約あり」と号して將軍の安堵を得て押領したとあり、明徳五年（一三九四）に至ってもこれらの所領は田総長井氏に返還されなかつた。

守護被官となる

田総長井氏が宮・杉原氏の押領を受けたのは、その勢力が両氏と比べて劣っていたということもあるが、両氏が將軍奉公衆として幕府権力と密接に結び付いていたことにもよる。これに対して田総長井氏は当時備後守護として入部し、在地支配を強めつつあった山名氏と結ぶことでこの危機を切り抜けようとした。先の長井時里目安状案によると、山名時熙の「備後御打入」に際して祖父能里は「味方として忠節を致した」と言い、こ

の結果、所領を回復することが出来たという（但し、同目安状案によると、その直後明徳の乱で山名氏が將軍義満の挑発を受け一時衰退したため、再び宮豊松の押領を受けたと言ふ）。

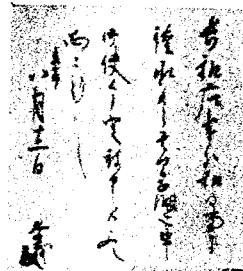
守護山名氏との関係は、時里の父廣里の代にさかのぼるようで、広里の置き文（田総文書一〇号）に賀茂郷（世羅郡か）は「御屋形より給分に給い候」とある。以後山名氏との関係は密接の度合いを深め、時里の子は山名氏から「一字」を受けて「豊里」と名乗り、山名氏の軍勢催促を受けて各地に出陣するとともに備後や播磨で新たな給分を与えられている（萩藩閩閩録八九など）。

『置文』に見る田総氏の支配

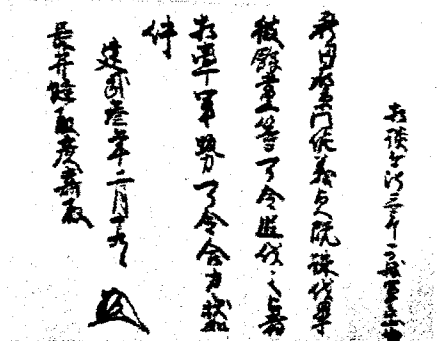
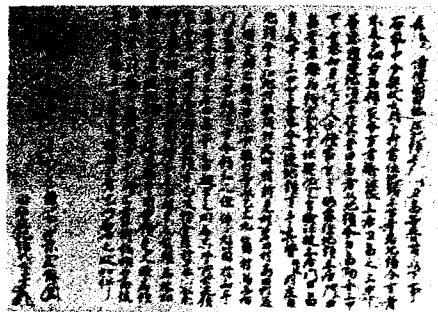
田総長井氏が所領支配の危機に際して採った方法は守護山名氏の被官となることだけではなかつた。一方で長井氏は「嫡子単独相統制」を採用することによってこの危機を乗り越えようとした。鎌倉時代までの相統制度は「分割相統制」と言つて、嫡子以外の庶子にもまんべんなく所領

が分与されるものであった。ところがこうして所領が細分されていくと武士団を統率すべき「惣領」の所領もわずかなものとなってしまい、勢い惣領の支配権も低下していった。動乱の時代に突入すると所領支配は武力だけが頼りとなる。特に、わずかな所領しか持たない弱小武士団にとつて、分割相続によって力が分散することは武士団存続の瀬戸際に立たされることを意味した。田総長井氏の場合も宮氏の押領に晒されたことはこの危機が表面化したことを如実に示している。他の有力武士団との抗争に勝ち抜き、所領を全うするためにには一族の団結しかない。そのためにはどうするか、残された所領を唯一人の嫡子に譲り、今まで分出した庶子家もその家臣として組織し、一族の武力を強化する。こうして田総長井氏は貞和二年（一三四六）という、極めて早い時期にこの相続法に切り替え、一族の危機を切り抜けようとした（田総文書四号「長井聖重讓状」三頁「写真」）。

また、広里以来、残された数通の「置文」は、



〔田総文書〕東京大学図書館蔵



田総文書（総領町誌より）

田総長井氏の一族存続の知恵を我々に教えてくれる。

広里の置文は言う、

「親類共の中に格別の譲りをもって惣領の命

令に従わないものは所領を没収せよ」

「お前の弟共には一切所領を与えない、器量があれば召し使つてやれ」

明確な嫡子単独制の宣言である。女性に対する扱ひも前代と変わっている、

「安田の女性には安国名を与えたが、一期（死去）の後は惣領の支配とせよ」

古代以来の女性の権利は制限されたものとなった。家来に対する扱いについても述べている、「としころの被官共、さしたる子細が無いのに仲違いしてはいけない」（田総豊里置文、一六号）等々。

戦国の動乱と田総長井氏の動向

この田総長井氏が一族存亡の最後の拠点として築いたのが稲草の川平山城である。戦乱の到来と共に田総長井氏の周辺も急に騒がしくなった。応仁文明の大乱の中で田総豊里は西軍に属し、文明七年の東軍山名是豊との戦いでは、西軍方の拠点山内要害甲山に籠城し、西軍山名政豊の感状を

受けた（閩関録八九）。さらに豊里は政豊の命で備前福岡の合戦に出陣して壮烈な戦死を遂げた。豊里の文明一七年（一四八五）二月の置文はこの出陣に際して嫡男好里に書き与えたものである。戦乱の深まりと共に、田総庄周辺も合戦の場となった。明応七年（一四九八）、備後国内では山名政豊と俊豊の最後の戦いが繰り広げられたが、同年十月、庄内の領家で合戦があり、好里の後を継いだ俊里は俊豊から感状を受けている（閩関録八九）。

また、この地は北の庄原盆地を本拠とした山内首藤氏の勢力圏に接し、同氏の向背は直接田総氏に影響を及ぼした。明応年間の太田垣胤朝の書状（閩関録四十一）は、「河平要害合戦」の勝利を世羅郡の上山氏に報じている。胤朝は山内氏の敵山名政豊の守護代であるから、これは政豊方が山内方の田総氏を攻撃したことを意味する。更に時代が下って尼子・毛利の時代、北の山内首藤氏が尼子に味方すると、出雲尼子氏の脅威が直接この



6 龍興寺・一本堂

総領の文化財より

地に及び、天文一三年（一五四四）三月には、「田総固屋」で尼子・毛利の軍勢が激突している（毛利家文書二八三号）。

こうした中で、田総氏は早くより毛利氏と結び、身の安全を図った。もとより田総氏と毛利氏は同じ大江広元の流れを汲み、親近感を持っていた。但し、毛利氏は同じ長井一族でも、世羅郡の上山氏を重んじ、田総氏とは一定の距離を置いていたようである（毛利家文書）。これは、田総氏の勢力が上山氏を凌ぎ、山内氏の影響下にあつて毛利氏に脅威を与える存在であつた為と考えられる。田総氏の代官として神石郡福永（神石町）に派遣されていた岡氏は、天正年間毛利氏の直接の家臣となつているが、これは毛利氏の田総氏弱体化政策の一環であつたと考えられる。

川平山城は、こうした田総氏の盛衰の中で修築が繰り返されてきたものである。築城は南北朝期と伝わっているが、今見る遺構は戦国期のもので「田総固屋」合戦が行われた頃には城の機能が最

高に發揮されたものと考えられる。

田総氏の備後退去

以上述べたように、備後国人衆の一人として三百年にわたってこの地に君臨してきた田総氏も備後を去るときが来た。天正一九年（一五九一）、毛利氏は国内の大幅な給地替を断行して、時の当主田総三郎左衛門元好は出雲に移され、田総庄との縁が切られる事になるのである。猶、『永井氏由来』に収録された田総孫右衛門の書状によると、毛利氏の防長移封に従った長井（田総）元忠は、田総庄御調谷から長州へ旅だったとあるが、これは或いは、天正一九年の給地替に際して旧領内に一部の所領が残されたためかとも考えられる。御調谷は川平山城下の「土居田島」にあたり、いかに毛利氏の権力を以ってしても三百年に及んだ田総氏の支配を全く一掃することは出来なかったことを示している。

（田口義之）

参考文献

田総文書（広島県史古代中世資料編Ⅴ）

『萩藩閥閥録』八九

『総領町誌』

『田総の昔』

一式具足当世威系神社長屋木



総領の文化財より

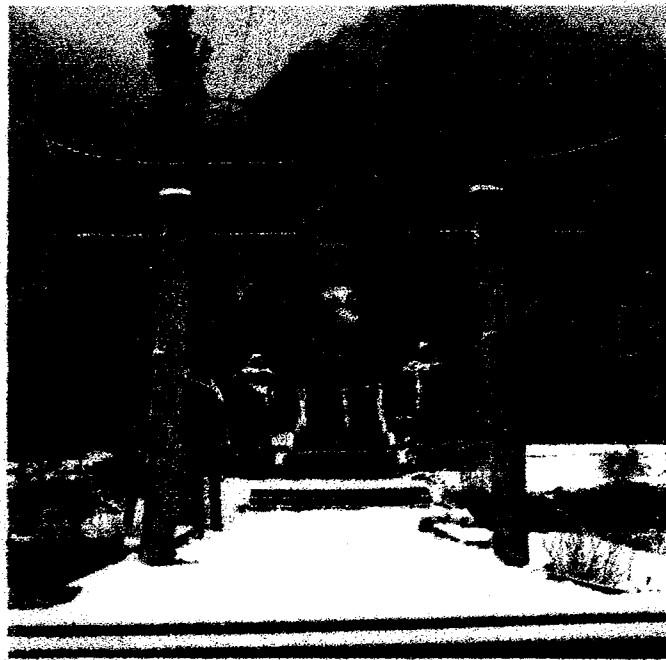
〔主な探訪地〕

意賀美神社（総領町稲草）

稲草の北西部、田総川北岸の山際に鎮座する。主祭神は高靈神であるが吉備津彦命を相殿に祀るため彦宮とも称する。旧郷社。「延喜式」神名帳に甲奴郡一座として記される同名社に比定される。田総庄の鎮守神ともいわれ、「芸藩通志」には長久三年（一〇四二）重修の棟札があると記す。同書は「社の東神入谷の傍に影向石といふあり、里俗神石と称し敢て触れず、昔村内川平山城主永井某当社へ神田を付といふ。里老相伝ふ、この村雷の落つることなし」と述べている。なお「西備名区」はこの社の式内社であることに疑問を挟み「木屋村イガミ谷と云処に社あり、是意賀美神社也と、いまだ何れか是なるをしらず」と記す。（平凡社『広島県の地名』）

龍興寺（総領町稲草）

田総川北岸の川平山東麓にあり五雲山と号する。曹洞宗で本尊観世音菩薩。「芸藩通志」によると康永二年（一三四三）田総庄の地頭永井氏（田総氏）が、鎌倉建長寺の大覚禪師を招じて開基したという。「国郡志下調査出帳」は貞和三年（一三四七）銭百



移転される前の意賀美神社（総領の文化財より）

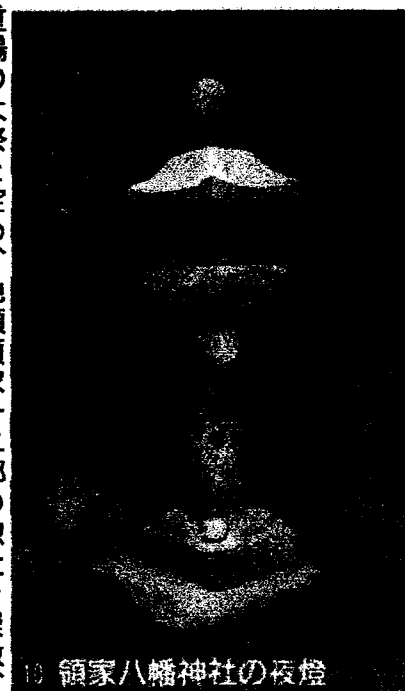
貫文の寺領を与えられ、以後田総氏代々の菩提寺として庇護を受けたというが、文龜三年（一五〇三）寺領を失って衰退。田総氏の長州引越し後は曹洞宗に改めて、奴可郡川東村（現比婆郡東城町）の千手寺末となった。当時の僧仏蓋を中興開山とする。寛政四年（一七九二）の三原御分差出帳（総領町教育

委員会蔵）によれば村内に無住無旦那ではあるが金山香仲院・臨川山法福寺があり、龍興寺の塔頭の存在であつたらしい。なお「芸藩通志」には本尊の観音像は行基の作で、天文七年（一五三八）永井信濃守好里が筆をつくつて納めたとある。慶安年中（一六四八〜五二）に火災に遇い寺記を焼失、寺蔵の誕生仏と浴器は、永享三年（一四三一）に森戸実泰なる者が寄付したと記される。（平凡社『広島県の地名』）

領家八幡神社

由緒

抑、当社の創立は弘安元年戊寅春と伝えられ、本社は元甲奴郡本郷村に大宮八幡宮と称え、毎年八月十五日放生会と称し祭礼相伝の所、人皇九十一代後宇多天皇の建治元年御祭礼の際争論を惹起し、御神体始め御幣御輿等御宝物に至る迄、参拝の氏子が競つて目欲しき物悉く提げ掃り、地頭領家に於ては御幣を持ち掃り、稲草村神市宮原と申す処に仮殿を設け三年間此の地に祭祀しありしが、弘安元年戊寅春に地頭氏は神輿を御神体として、稲草村東白山々麓に勧請し領家の氏は御幣を御神体として、下領家村森戸山の麓に大宮杵を建て、東照山八幡宮と唱え今日の宮所へ安鎮し奉る。爾後毎年陰曆九月九日を



領家八幡神社の夜燈

総領の文化財より

重陽の大祭と定め、地頭領家十二郷の惣社と崇敬、其の後二百二十余年を経過百四代後柏原天皇の御宇、文龜三年稲草村川平山城主田総信濃守村々の役人氏子に下命再造営、田畑三町六反歩高三十三石九斗二升を社領に寄付、其の後九十年を経過し百七代後陽成天皇の慶長六年芸備兩國支配大守福島正則公領地御竿入の砌、社領没収被為（黒木宮司資料）

『総領町誌』より

光明寺（総領町龜谷）

龜谷の北部、田総川北岸にあり、曹洞宗。金峰山と号し本尊釈迦如来。寺伝によれば田総庄の地頭で田

光明寺

総領の文化財より

総城主永井重継の創立、開山は夢窓国師という。もと臨済宗で天竜寺末寺であつたが、福山城主水野勝成が、自分で福山城下寺町に開基した曹洞宗賢忠寺の末寺とした。「水野記」は「田総元吉之代拾二石五斗壹升之地於龜谷領家兩村寄之、天正一九年之比、内藤河内守没収之」と記す。本堂は延宝年中（一六七三〜八一）に再建したが、享保一〇年に焼失。その後一時五箇村上野に移転したが、昭和三一年（一九五六）再び龜谷に戻つた。現在、寺には水野氏の

姫君愛用と伝える駕籠や、水野勝成ゆかりの馬具を蔵するが、これは賢忠寺の住僧が光明寺に隠居した時に持参したという。（平凡社『広島県の地名』）

（参考史料）

長井氏由来（竜興寺什具）

長井七郎右衛門元忠書状写

善鏡御下り候て其の元の様子具に被仰越過分至極に御目に懸けたる満足に存ず此事去年備後の御僧とて山口龍福寺へ御下候由承り及び候条御床敷く存尋ね申候処に福山御僧とて折々龍興寺へは御出で成され候由仰上られ候条何たる御馳走も仕らず御残り多候事

御方様五調にて御座候由千万目出度候 さてさて一生の間今一度御目に懸り度き念願迄に候 御息達隆多に御座候由善鏡の御物語承り ここ元にてよろこび申候 田総孫右息善寿と申候哉孫右衛門殿に御目に懸り候事は成り難く御出家は善鏡などもここ元御越候御事に候間御方様に御目に懸と存れば御目に懸り度候 新蔵助左息奄も出家にて罷り居られ候 仰せ越され候通り善鏡に相尋申上候へば然然とつぶさ

に申さず候 便りの節具に仰聞られ給ふべく候事

にかに罷り居られ候為こうと申すは御調谷神兵衛の孫にて御座候哉承り度候 仰せの如く元里安田にて果て候処に御方様など御取立にて弔い共御執行の由其の節承つて候 元勝大阪にて相果なされ候節も弔執行の由 竹内五良右衛門物語具に承り届候 内蔵丞殿御存生の内に書状を以つて御一礼申達へく候処に遠方の故罷り過ぎ本意に背き候事

私し母はここ元にて相果申当年二十八年に罷成申候元好は三郎左衛門と申候て四年後八月十六日に遠行申され候 子共之れ無きに付て少しの弔以下も我等仕候事

初めは吉原三良兵衛と申神村豊後守も八年後に相果申男子三人女子壹人御座候 惣領は神村五兵衛と申知行八百石次男肥後守と申し知行五百石三男勘介と申是も五百石取申婿志道六左衛門と申三百石取にて御座候 豊後守孫十六人御座候ひ孫とも数多御座候才福と申候は吉田孫右衛門と申仁の女にて罷り居候歳六拾に罷り成り子供あまた御座候息災にて罷り有り候 小二郎と申たるは助兵衛と申六拾四に罷成候むこのかくまひにて罷居候

則ち善鏡に御目に懸り候清十郎とは長井七郎右衛門と申歳五拾八に罷成候子とも式人御座候 惣領は七兵衛と漸く百石の知行にかかわり候て罷居候 次男

は三太夫と申兩人ともに善鏡に御目に懸り候間御物語有るべく候 おさやと申にて息災にて歳五拾五に罷成候 神村豊後初女相果て後の女に罷成豊後も三年以前に相果申候へ共豊後子よりわけ分共取にて一入心安く仕合にて罷有候 桂弥左衛門と申候むこ御座候是も三百石取にて御座候兄弟共内にては一段よき仕合にて御座候何と一紋(門)の者共近年形の如く候仕合にて御座候処に三年以前に火事に相(会い)候て小屋かけの仕合にて罷居候事

河そへ与右越知正右 宇野久右など様子善鏡御物語にて定めていにしへの衆の子孫たるべきと存候 御対談の節御物語し給るべく候 福万八郎兵衛ここ元に罷居候法体仕り意亭と申歳九拾五に罷成候 殊の外五調にて御座候 節節に寄り合い申候

龍興寺様より恩召寄られ御懇に仰せ下され千萬恭き次第にて然るべく候様に御心得頼入申候 先年筋目御忘脚無く其の元の様子御心に掛られ具に仰越されの段一々存なとは申さずと存候 合はざる儀候へ共御懇に仰せ越され候条ここ元よりも此の如くに候善鏡一日御逗留にして御戻り山口の大雲寺へは間十里ほど御座候故節々申入候事も成り難く善鏡にも殊の外無沙汰の仕合に候 以上

寛永十三年六月八日 長井七郎右衛門 書判

田総孫右衛門様

田総孫右衛門書状写

当夏善鏡御上りの節尊書恭く拜上致候

一、清十郎様を長井七郎右衛門様と申御息災の由殊に御息様二人御座候由仰せ下され候御知行御望成され千萬恭く存奉候事

一、小二郎様を助之丞様と申す由仰せ下され是又御無事の由大慶に存し奉り候事

一、お才福様おさや様御息災にて御座候由是又恭く存し奉り候事

一、神村豊後様御遠行の由然れ共御息様数多御座候て皆々大分の御知行御望成されそのゆへおさや様御仕合せ一入能く御座候由千萬恭く存し奉り候事

一、三郎左衛門様吉原の御上様御遠行の由依之御残多存じ奉り候事

一、福万八郎兵衛殿法体成され其元に御息災にて御座候由依之御五調の通こ元の古郷の衆中へ申候へば御歳にあやかり度由申され候間恐れ乍ら御申届頼み奉候事

一、私事内蔵丞子勤七と申たるにて候兄弟共数多御座候へ共皆々相果て我等者人ながらへ生年六拾六に罷成り馬場新蔵屋しきに居り申候子共三人持申惣領女子にて三拾六に成り申候程近くに居申候に付朝夕出入仕候 次男子三十に成申候三男二十四に罷成候

いづれも子共に遣りひんらく仕候間恐れ乍ら御安心有るべく候事

一、仁か法雲庵と申す寺に居り申両光と申候御調谷甚斉子に源太郎と申す者の子にて御座候事

一、龍興寺に居申善寿と申は内蔵丞弟勤左衛門と申す者の子にて御座候われら一門の内別に出家に成り申者は御座無く候此外田総兵部殿子出家仕三谷郡有原長門寺に居申され其の後海渡の婦海寺に居申八年跡に果申され彼等紫只とは龍興寺御かかへにて善賀と申御弟師居と申候事

一、越知正左衛門と申は市介と申医者の子にて御座候ただ盛之丞婿(むこ)にて児名さいまつと申たるにて息災に子供数多御座候いとや共心易く仕り居申され候事

一、川添与左衛門は宗左衛門と申者の子善二郎と申たるにて御座候事、宇野久右衛門と申す者新入谷に居申たる太郎左衛門子久市と申たるにて当年八月に相果て申候事、田総御領分何れも皆々御国替彼にて仕合あしく其の上御存知の者生れ替りに罷成候事

一、亀ヶ谷瀧口又左衛門と申にて智(むこ)たち申さざる者 中比筑後守と申拾九年後に相果申され其子児名万ふくと申 今は又左衛門と申水野日向守様御領分こ元方角四五千石の代官仰付られ仕合よく御座候 年五拾二に罷成申候七良右衛門様よりの御

出立にて申され児心にすこし覚申由申され、三代の御重なりにて御座候御息災にて御座成され候事悉き由申され私処より龜谷へは巷里の内に御座候ゆへ節々参り一入我が如くかけくれ候事

一、筑後弟瀧口又左衛門と申 中比法体仕浄円と申三年後に果申され候 其子児名鶴松と申たるを此比(このころ)法体仕浄真と申歳五拾五に成申ここ元八日市に罷り有仕合能く御座候 是も七郎右衛門様の御事又左衛門同前に悦の事

一、瀧口半右衛門と申ものの子源七郎と申元明様西村御といに御座候節近衆奉公めし遣れ候今は与右衛門と申六拾四に罷成子共数多御座候て息災居申され七郎右衛門様御事是も同前に申上られ候事

一、龍興寺御寺大風さんさんそこ弥候を田総様御先祖御寺にて御座候と申浄真又左衛門両人の建立にて八年後に新しき道具にて五間はり拾三間に建て申され其の上たんぐなどは大阪より買下し ここ元方角にてはかたのもくの御寺にて御座候 委細は仰上げらるべく候事

一、神村豊後様御内に躰久右衛門と申者居り申相果申由承り候其子共は御座無く候哉彼久右衛門弟二人龜ヶ谷又左衛門下代共仕居申し様子承り度き由申すに付恐れ乍ら申上候事

一、清十郎様と申候時こはやし半兵衛殿にて御手な

らい成され候節めし遣はれ候はこなしやの久太郎を又右衛門と申うげんさい松を弥右衛門と申にしいを新右衛門と申三人共七郎右衛門様御息災にて御座成され候様子恭き由申上候事

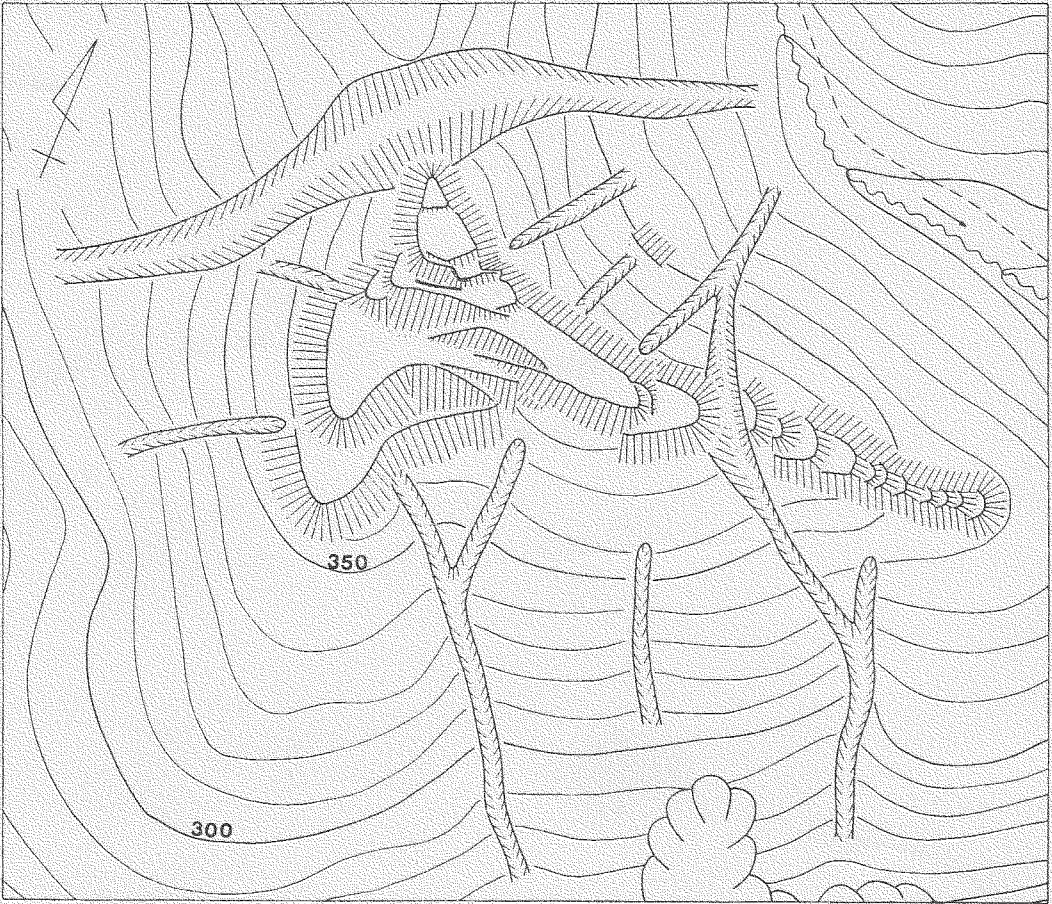
一、御もり仕候よしと申右谷の二郎四郎と申者八十年なり申息災にて居申候是も七郎右衛門様御事よろこび申候事、何れも御一門様別書を以て申上候得共恐れ乍ら御心得成され候て下さるべく候

神村豊後様御子息様へも田総に古老の者御座候大分御知行共御取候事悦び申す由折ふしは恐れ乍ら仰上られて下さるべく候 委細の由は善鏡御物語仰上られ候

寛永十三年 田総孫右衛門書判

進上長井七郎右衛門様

(『田総の昔』より)



川平山城跡略測図 (S=1:2,000)

川平山城跡略測図

広島県中世城館遺跡総合調査報告書より転載

編集発行 千七二〇一〇八二四

備陽史探訪の会

福山市多治米町五一一九一八
電話(〇八四九)五三一六一五七

地頭分方口地村横張村大町村新見村岩田村高野村表
戸村文時上垣内井原下垣内寺以已上九箇村爲土居
門田畠寺之替領家方今領初之但件九箇村山平
畠寺今増千五后田畠寺之由被申之間爲其寺所去渡領
家分方口村内尾木村於地頭方也次於金屋村其以高
切下及土畑切下寺者或増分之由被申之或雖爲塔拍